

御幸老人いこいの家地域交流スペース利用に関するルール

令和7年4月1日

川崎市幸区社会福祉協議会

(目的)

第1条

このルールは、高齢福祉等に係る技術の研修、各種社会福祉団体の交流、地域福祉の活動、地域住民の集い、地域住民の多目的な活動等を促進し、もって社会福祉の推進を図る目的のための施設である御幸老人いこいの家地域交流スペース(以下「地域交流スペース」という。)の利用に関して必要なルール(必要な事項)を定めるものとする。

(名称及び場所)

第2条

地域交流スペースの名称および場所は、次のとおりとする。

名称：御幸老人いこいの家地域交流スペース

場所：川崎市幸区紺屋町33-1

(管理者)

第3条

地域交流スペースの管理者は、川崎市幸区社会福祉協議会(以下「幸区社協」という。)とする。

(管理運営)

第4条

管理者は、施設を常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に適正かつ効率的に運営するように努めなければならない。

尚、管理運営についての協議事項は、幸区社協事務局内で協議し、御幸いこいの家運営委員会に報告するものとする。

(利用対象)

第5条

(1) 幸区内在住の方が、5名以上で構成する地域交流スペース利用登録の団体と、幸区社協が必要と認める団体とする。

(2) 利用者の年齢制限は、設定しないものとする。

(利用日および利用時間)

第6条

地域交流スペース利用日および利用時間は以下の通りとする。

(1) 月曜日から土曜日の9時から16時まで開館し、利用可とする。

(2) 年末年始12月29日から1月3日及び祝日は閉館する。

(3) 敬老の日は開館する。

(利用の登録申請)

第7条

施設を利用しようとする団体は、地域交流スペース利用登録申請書（第1号様式）を御幸老人いこいの家管理人(以下「管理人」という。)経由で幸区社協に提出しなければならない。

但し、御幸老人いこいの家を利用しようとする団体は、川崎市老人いこいの家団体利用申請書を別途、提出しなければならない。

(利用の登録許可・登録承認)

第8条

幸区社協は、前条の規定により提出された申請書を審査し、第1条の目的に該当すると認めたときは、地域交流スペース利用登録承認(不承認)通知書（第2号様式）を管理人経由で申請団体に交付するものとする。

但し、以下については、利用を認めないものとする。

- (1) 第1条の目的に該当しない活動の利用。
- (2) 営利を目的とする活動の利用。
- (3) 政治・宗教に関する活動の利用。
- (4) 社会通念に反する活動の利用。
- (5) 講師に謝礼を支払っての活動の利用。

(利用の受付)

第9条

地域交流スペース利用登録の団体が地域交流スペースを利用する場合は、地域交流スペース利用申請書（第3号様式）を御幸いこいの家に提出しなければならない。

- (1) 社会福祉活動団体またはボランティア活動団体の受付
申請書提出期限：利用の12ヶ月前から2週間前まで。

- (2) 地域住民の集いまたは地域住民の多目的な活動団体の受付
申請書提出期限：利用の3ヶ月前から2週間前まで。

(利用の許可・承認)

第10条

幸区社協は、前条の規定により提出された申請書を審査し、第1条の目的に該当すると認めたときは、地域交流スペース利用許可(不許可)通知書（第4号様式）を管理人経由で申請団体に交付するものとする。

(利用回数の調整)

第11条

利用が増加した場合は、管理人が利用団体と協議の上、利用回数を調整するものとする。

(使用料)

第12条

使用料は、無料とする。

(利用の遵守事項)

第13条

利用の許可を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用のキャンセルは、利用 2 日前（午前 9 時～午後 4 時）までに管理人に電話連絡をすること。
- (2) 申請・許可を受けた利用目的以外に使用しないこと。
- (3) 利用の権利を転じないこと。
- (4) 秩序を乱す行為をしないこと。
- (5) 施設内での喫煙および飲酒をしないこと。
- (6) 使用した備品及び設備は、原状に回復・整理すること。
- (7) 自転車で来所した場合は、指定の駐輪場に止めること。
- (8) 火気を使用しないこと。
- (9) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (10) 酒気を帯びて来所しないこと。
- (11) 地域交流スペースから老人いきいの家スペースに移動する際は、スリッパは脱ぐこと。
- (12) ゴミは持ち帰ること。
- (13) 前各号に掲げる事項のほかは、幸区社協または管理人の指示に従うこと。

（その他）

第 14 条

このルールに追加が必要となった場合は、幸区社協事務局内で協議し、ルールに追加するものとする。

（警報による判断基準）

第 15 条

各種警報が発令されている場合など、川崎市より指示があった場合は閉館する。

（施行期日）

このルールは、平成 28 年 11 月 9 日から施行する。

（一部改訂）

令和 2 年 4 月の法人合併に伴い、本様式内の社会福祉法人表記を削除した。

令和 2 年 7 月 28 日改定

令和 7 年 4 月 1 日改定